

令和 8 年 2 月 3 日
子ども若者はぐくみ局

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る 子ども・子育て支援事業計画の変更について

1 事業概要

- 令和 5 年 1 2 月に閣議決定された「こども未来戦略」では、少子化を我が国が直面する最大の危機と位置付け、2030 年までに少子化トレンドを反転できなければ、人口減少を食い止められなくなり、持続的な経済成長の達成が困難になることから、2030 年までがラストチャンスである、とされている。また、同戦略では、少子化の課題を 3 つに分類するとともに、課題を克服するための 3 つの基本理念が掲げられている。
- こども誰でも通園制度は、3 つの理念のうちの 1 つ、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という理念の下、次元の異なる少子化対策の加速化プランとして、令和 8 年度までの 3 年間で集中的に取り組む具体的施策の 1 つに位置付けられている。
- 具体的には、0 歳 6 箇月から満 3 歳未満の未就園児を対象に、月一定時間（現在は 10 時間）までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず幼稚園や保育所等を利用できる新たな通園給付を創設する、とされたものである。

2 経過

こども誰でも通園制度については、令和 6 年度試行的事業の実績や市民調査の結果等を踏まえつつ、2026（令和 8）年度からの本格実施を見据え、令和 7 年 3 月、量の見込み等を 900 人とする子ども・子育て支援事業計画（京都市はぐくみプラン）を策定した（P45）。

（参考）需給計画の考え方

18,929 人（6 箇月～2 歳児）－11,226 人（保育利用者）＝7,703 人

7,703 人×11.64%（R6 試行的事業における最も高い行政区の申込割合）≒900 人

3 基本指針の改正

- 乳児等のための支援給付の創設に伴い、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び「第 3 期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」（以下「量の見込み手引き」という。）が改正（令和 7 年 9 月 29 日告示）され、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとされた。
- 改正後の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、
 - ① 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事

項
が新たに位置づけられた。

4 基本指針の改正に伴う本市の対応（案）

基本指針の改正内容や現在の実施状況等を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画について、以下の考え方にに基づき、別紙のとおり変更する。

(1) 乳児等通園支援事業の量の見込み（需要）

令和7年12月時点での登録児童数の状況は、参考資料1のとおり全市で900人を超えているものの、実際に制度を利用した利用者数は、約4割程度に留まっている。しかし、これまでのところ、実際の利用者数も堅調に右肩上がりの状況が続いており、今後、量の見込みとして見込んでいた900人に達することも十分考えられる。

このため、現時点では量の見込みとしては900人のまま変更せず、他の事業と同様、今後の中間見直しにおいて、検証を行うこととする。

なお、国においては、他の市町村の区域に居住する者による利用が見込まれる場合は、量の見込みに当たり、こうした利用を勘案することが考えられるとしているが、広域利用については、本市では実績がなく、推計が困難であることから、中間見直しにおいて併せて検証を行うものとする。

(2) 乳児等通園支援事業の提供体制の確保方策（供給）

(1)のとおり、量の見込みを変更しないことから、確保方策についても変更は行わず、今後の中間見直しにおいて検証を行うこととする。

なお、現計画策定時においては、900人（量の見込み）÷13人（R6の1施設当たり平均受入定員）＝70施設程度での実施を想定していたが、現時点では、85施設（休止中の施設を含む。）での実施となっている（参考資料2）。

一方、利用者にそれぞれの希望に応じて本事業を利用していただくためには、利用できる施設や利用枠の選択肢が十分確保されていることが望ましいと考えられ、また、上述のとおり、利用実績が堅調に伸びていることから、当面は事業計画上の必要利用定員総数（量の見込み）を超える状況があっても、実施施設の認可・確認を行っていく。

(3) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

本事項については、乳児等通園支援事業が、満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、市町村における幼児教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続に関する推進方策を定めることとされているもの。

本市においては、幼稚園や保育園、認定こども園における既存の満3歳以上児の受入枠を活用することにより、乳児等通園支援事業の利用から幼児教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していくこととする。

5 今後の予定

本日の部会での意見聴取結果を踏まえ、変更した内容をHPに掲載

※ 今回の変更は、国通知に基づくものであり、変更内容も軽微であること、また、

令和9年度に計画全体の中見直しも予定されていることから、今回の変更に係るパブリックコメントは実施しない。

(参考資料1)

こども誰でも通園利用可能児童一覧

居住区	0歳児	1歳児	2歳児	合計
北 区	24人	31人	3人	58人
上 京 区	20人	10人	4人	34人
左 京 区	58人	58人	9人	125人
中 京 区	58人	53人	6人	117人
東 山 区	5人	4人	1人	10人
山 科 区	41人	28人	5人	74人
下 京 区	22人	17人	4人	43人
南 区	30人	23人	10人	63人
右 京 区	85人	102人	20人	207人
西 京 区	44人	33人	9人	86人
洛 西	7人	3人	0人	10人
伏 見 区	34人	44人	4人	82人
深 草	13人	16人	1人	30人
醍 醐	9人	8人	0人	17人
合 計	450人	430人	76人	956人

※ 令和7年11月末時点

こども誰でも通園認可等施設一覧（令和7年11月18日時点）

事業所 行政区	事業所名	施設類型	住所
1	北区 アネラ保育園	小規模保育事業所	北区紫竹上竹殿町22-3
2	北区 とうりん幼稚園	私立幼稚園	北区紫竹高縄町43
3	北区 さくらんぼKIDS	小規模保育事業所	北区紫竹大門町46マンションやまもと1階
4	北区 たかがみねこども園	認定こども園	北区鷹峯土天井町53
5	北区 認定こども園みょうりんえん	認定こども園	北区大將軍川端町61
6	上京区 正親こども園	認定こども園	上京区裏門通中立売下の高台院堅町207
7	上京区 西陣和楽園	認定こども園	上京区下長者町通七本松西入鳳瑞町247
8	左京区 京都たからこども園	認定こども園	左京区岩倉幡枝町2278
9	左京区 手をつなごう あおき保育園	小規模保育事業所	左京区川端通二条下孫橋町13こまかも川
10	左京区 京（みやこ）ベビーハウス 堰源	小規模保育事業所	左京区花脊大布施町797花背小中学校内
11	左京区 鞍馬山保育園	保育園	左京区鞍馬本町1074
12	左京区 松ヶ崎こども園	認定こども園	左京区松ヶ崎堀町53
13	左京区 マクリン幼稚園	私立幼稚園	左京区下鴨松ノ木町64-5
14	左京区 幼稚園型認定こども園 聖光幼稚園	認定こども園	左京区松ヶ崎樋ノ上町2
15	左京区 菊の花幼稚園	認定こども園	左京区上高野東氷室町3番地
16	左京区 幼稚園型認定こども園 くらたに幼稚園	認定こども園	左京区黒谷町121
17	左京区 相愛幼稚園	私立幼稚園	左京区下鴨東梅ノ木町12
18	中京区 六満こども園	認定こども園	中京区六角通大宮西入三条大宮町242
19	中京区 そらの詩保育園	小規模保育事業所	中京区西ノ京北聖町68ジョイフルスクエア二条101
20	中京区 聖三一幼稚園 幼稚園型認定こども園	認定こども園	中京区聚楽廻中町45
21	中京区 京都ランド園	小規模保育事業所	中京区西ノ京北聖町68
22	中京区 もりの詩保育園	保育園	中京区西ノ京星池町207
23	中京区 光明幼稚園	私立幼稚園	中京区六角通大宮西入ル三条大宮町277
24	中京区 壬生保育所	保育園	中京区西ノ京新建町1
25	東山区 昭和保育園	保育園	東山区鞆町七条下の一橋宮ノ内町15-4
26	東山区 永興こども園	認定こども園	東山区今熊野宝蔵町27
27	東山区 認定こども園 愛友保育園	認定こども園	東山区泉涌寺雀ヶ森町15-1
28	東山区 しんかくじこども園	認定こども園	東山区東大路松原上る東入星野町89
29	東山区 泉山幼稚園	私立幼稚園	東山区泉涌寺山内町21
30	山科区 清水台幼稚園	認定こども園	山科区勸修寺丸山町1-126
31	山科区 おおやけこども園	認定こども園	山科区大宅五反畑町69-5
32	山科区 認可小規模保育事業所 光保育園	小規模保育事業所	山科区御陵大津畑町38-1
33	山科区 保育園Apple Kids	小規模保育事業所	山科区大宅五反畑町9-2創和学園1F
34	山科区 山科幼稚園	私立幼稚園	山科区竹鼻四丁野町52
35	山科区 洛東幼稚園	私立幼稚園	山科区西野広見町1-4
36	山科区 いずみ幼稚園	私立幼稚園	山科区四ノ宮柳山町10
37	山科区 南殿幼稚園	私立幼稚園	山科区音羽伊勢宿町34
38	下京区 ゆりかごWECせいせん保育園	小規模保育事業所	下京区醒ヶ井通松原下ル篠屋町59
39	下京区 永興開智こども園	認定こども園	下京区御幸町通仏光寺下る橘町437-2
40	下京区 こどもの杜保育園ばかばか	小規模保育事業所	下京区御幸町通五条上る安土町626井忠ビル1階
41	南区 カトリック希望の家こども園	認定こども園	南区東九条東岩本町28
42	南区 永興京都駅みなみこども園	認定こども園	南区西九条春日町49
43	南区 山ノ本こども園	認定こども園	南区上鳥羽山ノ本町331
44	南区 光徳幼稚園	私立幼稚園	南区唐橋高田町59
45	右京区 認定こども園 まこと幼児園	認定こども園	右京区嵯峨大覚寺門前登り町2
46	右京区 御室幼稚園	私立幼稚園	右京区鳴滝瑞穂町9
47	右京区 光華幼稚園	私立幼稚園	右京区西京極葛野町38
48	右京区 嵯峨幼稚園	私立幼稚園	右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町20-1
49	右京区 MIGNON KINUGASA	小規模保育事業所	右京区西院西田町26ABSビル1階
50	右京区 りんどう保育園	小規模保育事業所	右京区梅津段町41-2 ドーム・シシヤスーチェ梅津1階
51	右京区 夢窓幼稚園	私立幼稚園	右京区常盤窪町1-16
52	右京区 栄光幼稚園	私立幼稚園	右京区太秦堀池町58-1
53	右京区 西院ルンビニ保育園	小規模保育事業所	右京区西院西三蔵町9-1Connect西院2階

	事業所 行政区	事業所名	施設類型	住所
54	右京区	しげまつ乳児保育園	小規模保育事業所	右京区太秦桂ヶ原町9-24
55	右京区	谷史季保育園	小規模保育事業所	右京区山ノ内御堂殿町43-5
56	右京区	仲田保育園（とまとのお家）	小規模保育事業所	右京区龍安寺塔ノ下町7-1
57	右京区	にじいろカエデの木乳児園	小規模保育事業所	右京区嵯峨野清水町21-66
58	右京区	西京極幼稚園	私立幼稚園	右京区西京極北裏町13
59	右京区	安井幼稚園	私立幼稚園	右京区太秦安井藤ノ木町16-1
60	西京区	希（のぞみ）保育園	小規模保育事業所	西京区上桂森上町20-12
61	西京区	かつら東口保育園	小規模保育事業所	西京区桂野里町31-22
62	西京区	みらい保育園	小規模保育事業所	西京区桂稲荷山町67ドムス桂101号
63	西京区	桂ぶどうの木こども園	認定こども園	西京区桂久方町114
64	西京区	さかいだに幼稚園キッズルーム	小規模保育事業所	西京区桂上野中町243
65	西京区	葉室幼稚園	私立幼稚園	西京区山田葉室町13-124
66	西京区	南の風保育園	小規模保育事業所	西京区御陵南荒木町26-3
67	洛西	さかいだに幼稚園	私立幼稚園	西京区大原野西境谷町3丁目2
68	洛西	洛西せいか幼稚園	私立幼稚園	西京区大枝西新林町5丁目3
69	洛西	大原野こども園	認定こども園	西京区大原野上羽町318
70	伏見区	白菊こども園	認定こども園	伏見区向島二ノ丸町151-59
71	伏見区	おかもと保育園	小規模保育事業所	伏見区久我森の宮町2-269
72	伏見区	二の丸保育園	保育園	伏見区向島二ノ丸町373-1
73	伏見区	向島保育園	保育園	伏見区向島本丸町68
74	伏見区	わかばやし保育園	小規模保育事業所	伏見区桃山町中島町30
75	伏見区	第二あけぼの保育園	保育園	伏見区清水町877
76	伏見区	伏見いろどり保育園	小規模保育事業所	伏見区墨染町720かこのビル2階
77	伏見区	京町保育園	小規模保育事業所	伏見区京町大黒町118-8
78	伏見区	城之内保育園	保育園	伏見区納所薬師堂27-306
79	伏見区	さつき幼稚園	私立幼稚園	伏見区向島庚申町124
80	伏見区	向島幼稚園	私立幼稚園	伏見区向島二ノ丸町151-6
81	醍醐	あけぼのこども園	認定こども園	伏見区醍醐大構町1-5
82	醍醐	かすがのえんこども園	認定こども園	伏見区日野田中町16
83	醍醐	かがやきこども園	認定こども園	伏見区小栗栖北後藤町1
84	深草	西田保育室	小規模保育事業所	伏見区深草大亀谷万帖敷町170-1
85	深草	にじの木保育園 墨染ルーム	小規模保育事業所	伏見区深草石橋町6-28

<注意事項>

網掛けしている施設は休止中の施設です。また、休止中以外の施設においても、受入れ定員が埋まっている等の理由によりご利用いただけない場合があります。また、施設によって実施曜日や時間、受入れ歳児等が異なりますので、詳細や最新情報は本市による利用認定後にご利用いただける総合支援システムからご確認ください。

④ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

本事業は、2025（令和7）年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、2026（令和8）年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国で実施されることとなります。

本市では、2026（令和8）年度からの本格実施を見据えて、2024（令和6）年度に試行的事業を実施しており、その実績を踏まえて、2025（令和7）年度以降のこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の量の見込みと確保方を設定しています。

事業名	各年度の量の見込み（上段）と確保方策（下段）							
	単位	2024(令和6)	歳児	2025(令和7)	2026(令和8)	2027(令和9)	2028(令和10)	2029(令和11)
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）	人	-	0歳児	528	528	528	528	528
				528	528	528	528	528
			1歳児	315	315	315	315	315
				315	315	315	315	315
			2歳児	57	57	57	57	57
				57	57	57	57	57
考え方	<p>〈量の見込み〉</p> <p>2025（令和7）年度の推定未就園児（生後6か月～2歳）に、2024（令和6）年度の試行的事業における申込割合（一番高い行政区の割合を適用）を乗じて算出したうえで、同事業における申込者の歳児割合で割り戻して算出。</p> <p>〈今後の方向性〉</p> <p>制度の本格実施後の実績に鑑みて、必要に応じて、同事業計画期間中に見直しを行うことを想定。</p>							



利用者にそれぞれの希望に応じて本事業を利用していただくためには、利用できる施設や利用枠の選択肢が十分確保されていることが望ましいと考えられる。また、現時点においては利用実績も堅調に伸びていることから、当面は事業計画上の必要利用定員総数（量の見込み）を超える状況があっても、実施施設の認可・確認を行っていくとともに、積極的な周知広報により本事業の利用勧奨に努めていく。

また、本事業が満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、幼稚園や保育園、認定こども園における既存の満3歳以上児の受入枠を活用することにより、乳児等通園支援事業の利用から幼児教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していく。